

○国土交通省告示第七百四十号
 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第三号の規定に基づき、平成三十年国土交通省告示第四百三十五号（建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件）の一部を次のように改正する。
 令和元年十月三十日
 国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後		改正前	
<p>（略）</p> <p>とび・土工事業</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>一〇・十二</p> <p>（略）</p> <p>十三</p> <p>登録土工基幹技能者</p>	<p>（略）</p> <p>とび・土工事業</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>一〇・十二</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>
<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>

許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）

許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）

附則
 この告示は公布の日から施行する。